

[事案 2020-86] 新契約無効請求

・令和2年10月22日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2020-87] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

募集人から保障内容に係る十分な説明がなかったこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成5年10月に契約した終身保険および平成19年9月に契約した終身保険（いずれも他社契約）を解約し、その解約返戻金を原資として、平成30年8月に終身保険を契約したが、以下の理由により、契約を無効にして既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人から詳細な説明がなく、契約内容を十分に理解しないまま契約した。
- (2)既契約を解約し、新契約に乗換えをすることにより、保障額が減ることの説明を受けていない。

<保険会社の主張>

契約の乗換えは申立人の希望であり、また、乗換えに際して、募集人は不適切な説明を行っていないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって、手続を終了した。